

十訂 介護支援専門員基本テキスト

追補資料

2025 年 8 月 1 日現在

本書刊行後、「地域支援事業の実施について」（平成 18 年老発第 0609001 号）および「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年老発 0605 第 5 号）などの改正が行われたことから、本紙では、そのうち、本書にかかわりのある内容について、更新された概要をまとめました。

なお、改正の主な内容は次のとおりです。

2024（令和 6）年度地域支援事業実施要綱等の改正点

1. 介護保険法・介護保険法施行令・介護保険法施行規則等の改正に伴う見直し
 - ① 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化
 - ② 総合相談支援事業の一部委託
 - ③ 介護給付費等費用適正化事業の再編
2. 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和 3 年厚生労働省告示第 29 号）および「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）の全部改正に伴う見直し
3. 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における議論の中間整理を踏まえた見直し
 - ① 総合事業のうち補助・助成等による実施の場合に居宅要支援被保険者等以外の利用者がいる場合の対象経費の計算方法の見直し
 - ② 高齢者の選択を支援する目標指向型の介護予防ケアマネジメントの明確化
 - ③ 生活支援体制整備事業における「住民参画・官民連携推進事業」の新設
 - ④ 事業評価の留意事項の更新

2025（令和 7）年度地域支援事業実施要綱等の改正点

- ① 生活支援体制整備事業のうち、生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充（「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」の創設）
- ② 地域ケア会議推進事業のうち、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充 など

なお、本紙では、発行年からの経年による統計資料の更新は行っておりません。

上巻

第1編第2章第2節「介護保険制度の改正経緯の概要」

■ 30 ページ

図表 2-5「介護保険制度の全体像」

該当箇所	改正前	改正後
「市町村（保険者）」の「事業者の指定等」の上から3～4行目	<u>介護予防・生活支援サービス事業</u>	<u>サービス・活動事業</u>

■ 33 ページ

該当箇所	改正前	改正後
上から5行目	<u>総合相談支援業務</u>	<u>総合相談支援事業</u>

第1編第3章第3節「財政構造と保険料」

■ 66 ページ

図表 3-17「所得段階別定額保険料（政令第38条、規則第143条～第143条の3）」を以下の図表に差し替え

■ 図表3-17 所得段階別定額保険料（政令第38条、規則第143条～第143条の3）

段 階	対象者	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80.9万円以下	基準額 ×0.285
第2段階	・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80.9万円超120万円以下	基準額 ×0.485
第3段階	・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.685
第4段階	・市町村民税本人非課税（世帯に課税者がいる） かつ本人年金収入等80.9万円以下	基準額 ×0.9
第5段階	・市町村民税本人非課税（世帯に課税者がいる） かつ本人年金収入等80.9万円超	基準額 ×1
第6段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2
第7段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3
第8段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5
第9段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7
第10段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.9

第11段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.1
第12段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.3
第13段階	・市町村民税本人課税かつ合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.4

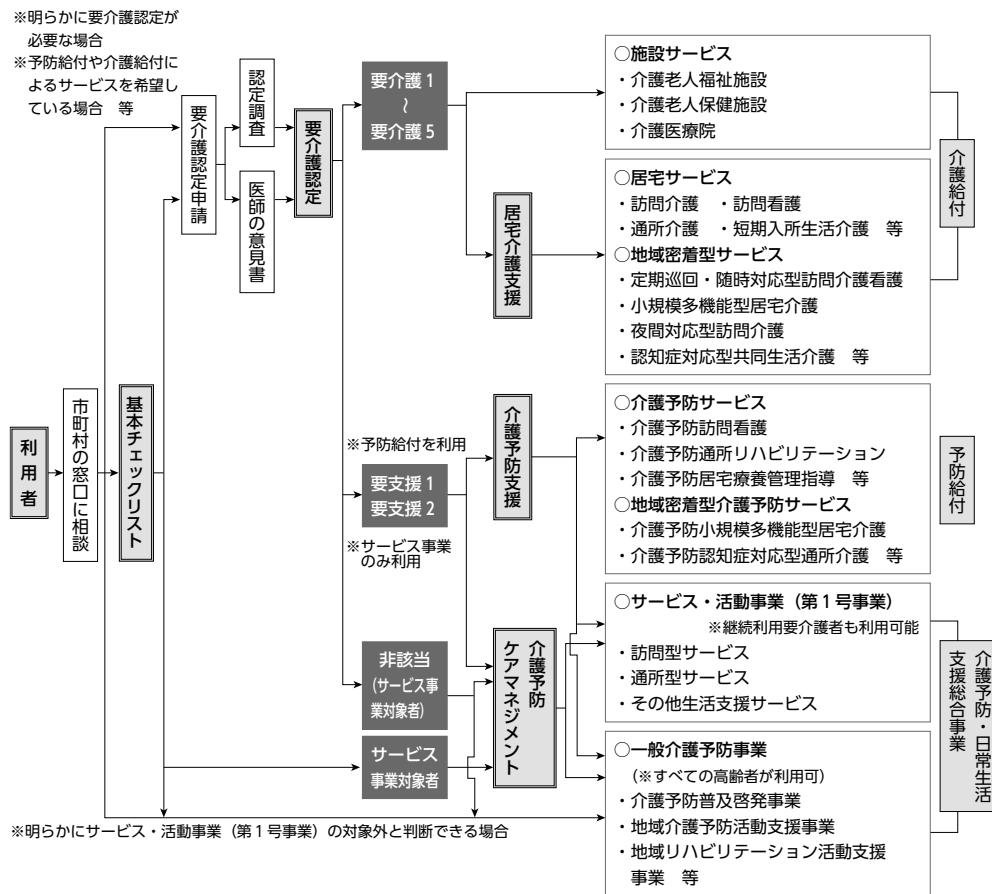
注：第1段階～第3段階の保険料については、公費により軽減割合が強化されている。

第1編第3章第4節「要介護認定および要支援認定」

■ 76 ページ

図表 3-25 「介護サービスの利用手続きの全体像」を以下の図表に差し替え

■ 図表3-25 介護サービスの利用手続きの全体像



資料：社会保障審議会介護保険部会（第116回）資料3を一部改変

該当箇所	改正前	改正後
下から5～1行目	要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に被保険者証を添えて市町村に申請を行います（法第27条第1項前段）。 <u>ただし、第2号被保険者で認定申請時までに被保険者証の交付を受けていないもの（被保険者証未交付第2号被保険者）については、原則として医療保険の被保険者証等を提示して、申請を行います（規則第35条第1項、第2項）。</u>	要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に被保険者証を添えて市町村に申請を行います（法第27条第1項前段）。 <u>（削除）</u>

第1編第3章第6節「利用者負担」

■ 112 ページ

図表3-51「高額介護サービス費等の所得区分ごとの負担上限額（2021（令和3）年8月1日～）」を以下の図表に差し替え

■ 図表3-51 高額介護サービス費等の所得区分ごとの負担上限額
（2025（令和7）年8月1日～）

所得区分		世帯の上限額（月額）
(1) 現役並みの所得（本人課税所得が145万円（年収約383万円（単身者の場合））以上）がある場合	①課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	世帯140,100円
	②課税所得約380万円（年収約770万円）以上～課税所得約690万円（年収約1,160万円）未満	世帯93,000円
	③課税所得約145万円（年収約383万円）以上～課税所得約380万円（年収約770万円）未満	世帯44,400円
(2) 上記(1)または下記(3)(4)に該当しない標準的な場合（一般世帯）		世帯44,400円
(3) ①市町村民税世帯非課税 ②負担を24,600円へ減額することにより被保護者とならない場合		世帯24,600円
市町村民税世帯非課税で、【公的年金等収入金額＋合計所得金額】の合計額が80.9万円以下である場合		個人15,000円
市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者		個人15,000円
(4) ①生活保護の被保護者 ②負担を15,000円へ減額することにより被保護者とならない場合		①個人15,000円 ②世帯15,000円

■ 113 ページ

図表 3-53「食費・居住費の補足給付の利用者負担段階（2021（令和 3）年 8 月 1 日～）」を以下の図表に差し替え

■ 図表3-53 食費・居住費の補足給付の利用者負担段階（2025（令和 7）年 8 月 1 日～）

利用者負担	対象となる人（次のいずれかに該当する場合）		預貯金
第 1 段階	① 市町村民税世帯非課税(注 1)である老齢福祉年金受給者 ② 生活保護受給者 ③ 境界層該当者（注 2）		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第 2 段階	市町村民税世帯非課税	① 「合計所得金額＋課税年金収入額」が年額 80.9万円以下 ② 境界層該当者	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第 3 段階①		① 「合計所得金額＋課税年金収入額」が年額 80.9万円超120万円以下 ② 境界層該当者 ③ 市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第 3 段階②		① 「合計所得金額＋課税年金収入額」が年額 120万円超 ② 境界層該当者 ③ 市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第 4 段階	第 1・第 2・第 3 段階のいずれにも該当しない人（他の世帯員が課税されている世帯における市町村民税本人非課税、本人課税等）		—

注 1：「市町村民税世帯非課税」とは、世帯主と全世帯員（本人を含む）が市町村民税非課税者、または市町村の条例による市町村民税免除者を指す。

注 2：「境界層該当者」とは、本来適用すべき食費・居住費（滞在費）・高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護が必要となるが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護が必要でなくなる人を指す。

第1編第3章第10節「地域支援事業等」

■ 151 ページ

図表 3-70「地域支援事業の事業構成」を以下の図表に差し替え

■ 図表3-70 地域支援事業の事業構成

	事業構成
介護予防・日常生活支援 総合事業	1 サービス・活動事業（第1号事業） ① 訪問型サービス（第1号訪問事業） ② 通所型サービス（第1号通所事業） ③ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業） ④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） 2 一般介護予防事業 ① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業※ ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） ① 第1号介護予防支援事業（要支援者にかかるものを除く） ② 総合相談支援事業※ ③ 権利擁護事業※ ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業※ 2 包括的支援事業（社会保障充実分） ① 在宅医療・介護連携推進事業 ② 生活支援体制整備事業※ ③ 認知症総合支援事業 ④ 地域ケア会議推進事業
任意事業	① 介護給付等費用適正化事業 ② 家族介護支援事業 ③ その他の事業

注1：地域ケア会議推進事業の位置づけについては、図表3-76（161頁）の欄外参照。

注2：※については、重層的支援体制整備事業として実施することができる。

注3：2023（令和5）年の法改正により、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業が地域支援事業として位置づけられた（2023（令和5）年5月19日から4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

■ 152 ページ

該当箇所	改正前	改正後
上から 16～18 行 目	地域支援事業の実施について、市町村 および市町村から委託を受けた者または 第1号事業（介護予防・生活支援サー ビス事業）の指定事業者は、地域支援事業 の利用者に対し、介護予防把握事業にか かる費用を除いて、利用料を請求するこ とができます。	地域支援事業の実施について、市町村、 市町村から委託を受けた者および指定を 受けて総合事業を実施する者は、地域支 援事業（介護予防把握事業を除く）の利 用者に対し、利用料を請求することがで きます。

■ 153 ページ

該当箇所	改正前	改正後
下から 6 ～ 5 行目	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業
下から 3 ～ 2 行目	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業

■ 155 ページ

図表 3-73 「総合事業のイメージ」

該当箇所	改正前	改正後
図表中	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業

該当箇所	改正前	改正後
下から 5 ～ 4 行目	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業

■ 156 ページ

図表 3-74「介護予防・日常生活支援総合事業の構成」を以下の図表に差し替え

■ 図表3-74 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業	サービス・活動事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	従前の訪問介護相当	①従前相当サービス
			多様なサービス・活動	②訪問型サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動）
				③訪問型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動）
				④訪問型サービス・活動C（短期集中予防サービス）
				⑤訪問型サービス・活動D（移動支援）
		通所型サービス (第1号通所事業)	従前の通所介護相当	①従前相当サービス
			多様なサービス・活動	②通所型サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動）
				③通所型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動）
				④通所型サービス・活動C（短期集中予防サービス）
		その他生活支援サービス (第1号生活支援事業)		①栄養改善を目的とした配食
			②住民ボランティア等が行う見守り	
	介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)		③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等)	
			①ケアマネジメントA	
			②ケアマネジメントB	
			③ケアマネジメントC	
一般介護予防事業	①介護予防把握事業	※上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。		
	②介護予防普及啓発事業			
	③地域介護予防活動支援事業			
	④一般介護予防事業評価事業			
	⑤地域リハビリテーション活動支援事業			
	・第1号被保険者のすべての者			
	・その支援のための活動にかかわる者			

訪問型サービス ・ 通所型サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これらによらないもの (委託と補助の組み合わせなど)
想定される実施 主体	・介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事 業者)	・介護サービス事業者等以外の多様な主体 ・(介護サービス事業者等)		・ボランティア活動など地域住民 の主体的な活動を行う団体 ・当該活動を支援する団体	・保健医療に関する専門的な知識 を有する者が置かれる団体・機 関等	
対象者	・要支援者・事業対象者	・要支援者・事業対象者 ・継続利用要介護者		・要支援者・事業対象者 ・継続利用要介護者 ※対象者以外の地域住民が参加す ることも想定	・要支援者・事業対象者のうち、 目標達成のための計画的な支援 を短期集中的に行うことにより、 介護予防・自立支援の効果が 増大すると認められる者	
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* *身体介護・生活援助に該当 する内容を総合的かつ偏り なく老計10号の範囲内で実 施することが求められる	・高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む)することができる活動 ・介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ・高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など *市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ・通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援(原則としてB・Dでの実施を想定)			・対象者に対し、3か月以上6か 月以下の期間を定めて保健医療 に関する専門的な知識を有する 者により提供される短期集中的 なサービス	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* *運動器機能向上サービス、 入浴支援、食事支援、送迎 等を総合的に行うことが求 められる	・高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む)することができる活動 ・セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ・高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ・住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など				
			・送迎のみの実施			
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	訪問型：訪問介護員等、サー ビス提供責任者 通所型：生活相談員、看護職 員、介護職員、機能 訓練指導員	・地域の多様な主体の従事者 ・高齢者を含む多世代の地域住民 ・(有償・無償のボランティア)		・有償・無償のボランティア ・マッチングなどの利用調整を行 う者	・保健医療専門職	
その他生活支援 サービス	その他生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等)からなる。					

資料：「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」を一部改変

■ 158～159 ページ

該当箇所	改正前	改正後
158 ページの上から 15～16 行目	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業
158 ページの上から 18 行目～159 ページの上から 1 行目	1) ケアマネジメント A <u>ケアマネジメント A は、原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセスをたどるものです。モニタリングについては、少なくとも 3 か月ごとに行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更を行うことが可能な体制をとっておくことが必要です。</u> 2) ケアマネジメント B <u>ケアマネジメント B は、簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスをたどるものです。サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価およびケアプランの変更等を行うものです。</u> 3) ケアマネジメント C <u>ケアマネジメント C は、初回のみを簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスをたどるものです。ケアマネジメントの結果を受け、利用者自身が、現況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施します。</u>	1) ケアマネジメント A <u>従前相当サービスにかかる介護予防ケアマネジメント計画の作成を行う場合やサービス・活動 C の利用期間を介護予防ケアマネジメント計画において定める場合など、指定介護予防支援と同様のプロセスを経て行うことが適当であるものです。</u> <u>なお、原則として、従前相当サービスの利用者に対する介護予防ケアマネジメントは、ケアマネジメント A として実施します。</u> 2) ケアマネジメント B <u>従前相当サービス以外の訪問型サービスおよび通所型サービスを利用する居宅要支援被保険者等に対し、介護予防ケアマネジメント計画の作成を行う場合等、指定介護予防支援にかかる基準およびケアマネジメントプロセスを緩和して実施するものです。</u> 3) ケアマネジメント C <u>例えば、サービス・活動 B・D の利用者に対し初回のみ介護予防ケアマネジメント計画等の作成を行う場合および居宅要支援被保険者等に対する指定介護予防支援にかかる基準等によらない多様な援助を行うものです。</u>

■ 160 ページ

図表 3-75 「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」

該当箇所	改正前	改正後
「事業構成」欄の上から 2 段目	②総合相談支援業務	②総合相談支援事業
「事業構成」欄の上から 3 段目	③権利擁護業務	③権利擁護事業
「事業構成」欄の上から 4 段目	④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

図表 3-76 「包括的支援事業（社会保障充実分）」を以下の図表に差し替え

■ 図表3-76 包括的支援事業（社会保障充実分）

事 業	内 容
①在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療および介護が円滑に切れ目なく提供されるしくみの構築を目的として、他の地域支援事業等と連携して次の四つの事業を実施します。 ア 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理および活用、課題の把握、施策の企画および立案、医療・介護関係者に対して周知を行う事業 イ 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他必要な援助を行う事業 ウ 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業 エ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得および当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業
②生活支援体制整備事業	多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的とし、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などを行います。 ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置および協議体の設置 イ 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業 ウ 住民参画・官民連携推進事業 エ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置
③認知症総合支援事業	認知症本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進します。 ア 認知症初期集中支援推進事業 「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 イ 認知症地域支援・ケア向上事業 認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケア向上を図る。 ウ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 チームオレンジコーディネーターを配置し、「共生」の地域づくりを推進する。
④地域ケア会議推進事業※	○地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。 ○会議の目的に応じ、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等のなかから、必要に応じて出席者を調整します。地域ケア会議の機能は、次のとおりです。 ア 個別課題の解決 イ 地域包括支援ネットワークの構築 ウ 地域課題の発見 エ 地域づくり・資源開発 オ 政策の形成

※地域ケア会議推進事業については、法第115条の46第1項では、包括的支援事業の位置づけにありませんが、地域支援事業実施要綱では、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）として事業を実施し、包括的支援事業（社会保障充実分）として費用を計上するとされています。

■ 162 ページ

図表 3-77 「任意事業」を以下の図表に差し替え

■ 図表3-77 任意事業

事 業	内 容
介護給付等費用 適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施 ○主要介護給付等費用適正化事業 ①認定調査状況チェック ②ケアプラン等の点検（ケアプランの点検ならびに住宅改修等の点検） ③医療情報との突合・縦覧点検 ○その他 ④給付実績を活用した分析・検証事業 ⑤介護サービス事業者等への適正化支援事業 ⑥介護給付費通知
家族介護支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施 ①介護教室の開催 ②認知症高齢者等見守り事業 ③家族介護継続支援事業
その他の事業	介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施 ①成年後見制度利用支援事業 ②福祉用具・住宅改修支援事業 ③認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ④認知症サポーター等養成事業 ⑤重度の ALS 患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑥地域自立生活支援事業（介護サービス相談員派遣等事業など）

■ 163 ページ

該当箇所	改正前	改正後
下から 14 行目	<u>総合相談支援業務</u>	<u>総合相談支援事業</u>

■ 164 ページ

図表 3-78 「地域包括支援センターの業務（イメージ図）」

該当箇所	改正前	改正後
図表中	<u>総合相談支援業務</u> <u>権利擁護業務</u> <u>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</u>	<u>総合相談支援事業</u> <u>権利擁護事業</u> <u>包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</u>

■ 165 ページ

該当箇所	改正前	改正後
上から 8 ～12 行目	① 地域包括支援センターの設置等に関する事 ② 地域包括支援センターの行う業務にかかる方針に関する事 ③ 地域包括支援センターの運営に関する事 ④ 地域包括支援センターの職員の確保に関する事 ⑤ その他の地域包括ケアに関する事	① 地域包括支援センターの設置等に関する事 ② 地域包括支援センターの職員配置基準に関する事 ③ 地域包括支援センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関する事 ④ 地域包括支援センターの行う業務にかかる方針に関する事 ⑤ 地域包括支援センターの運営に関する事 ⑥ 地域包括支援センターの職員の確保に関する事 ⑦ その他の地域包括ケアに関する事
上から 15 行目	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

第 2 編第 1 章第 2 節「介護保険制度におけるケアマネジメント機能の位置づけ」

■ 194 ページ

図表 1-1「介護保険制度におけるケアマネジメントの概要」

該当箇所	改正前	改正後
図表下の※	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業

第 2 編第 7 章第 1 節「介護予防支援の意義・目的と対象者」

■ 350 ページ

該当箇所	改正前	改正後
下から 16 行目	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業

■ 351 ページ

図表 7-1「介護予防ケアマネジメントの流れ」

該当箇所	改正前	改正後
図表中	介護予防・生活支援サービス事業	サービス・活動事業

下巻

第 5 編第 2 章第 2 節「障害者総合支援制度」

■ 470 ページ

図表 2-3「介護給付と訓練等給付」を以下の図表に差し替え

■ 図表2-3 介護給付と訓練等給付

介護給付	① 居宅介護	⑥ 生活介護
	② 重度訪問介護	⑦ 短期入所
	③ 同行援護	⑧ 重度障害者等包括支援
	④ 行動援護	⑨ 施設入所支援
	⑤ 療養介護 (医療にかかるものを除く)	
訓練等給付	① 自立訓練	⑤ 就労定着支援
	② 就労選択支援 (注)	⑥ 自立生活援助
	③ 就労移行支援	⑦ 共同生活援助
	④ 就労継続支援	

注：2022（令和 4）年12月16日から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日（2025（令和 7）年10月 1 日）から施行

第 5 編第 2 章第 4 節「生活困窮者自立支援法」

■ 480 ページ

図表 2-8「生活困窮者自立支援法における事業」を以下の図表に差し替え

■ 図表2-8 生活困窮者自立支援法
における事業

自立相談支援事業（必須） 住居確保給付金の支給（必須）
就労準備支援事業（努力義務） 居住支援事業（努力義務） 家計改善支援事業（努力義務） 子どもの学習・生活支援事業（任意）

(注) その他、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行うことができる。

該当箇所	改正前	改正後
上から 4 行目	① 就労の支援その他の自立の相談に関する問題についての相談対応を行う。	① 就労および居住の支援その他の自立の相談に関する問題についての相談対応を行う。

該当箇所	改正前	改正後
上から 5～8 行目	住居確保給付金の対象となるのは、主たる生計維持者が離職・廃業後 2 年以内（疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合は、求職活動が困難な期間を考慮する。最長 4 年）である場合、または、個人の責任・都合によらず休業等により給与等を得る機会が離職等と同等程度まで減少している場合です。	住居確保給付金の対象となるのは、主たる生計維持者が離職・廃業後 2 年以内（疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合は、求職活動が困難な期間を考慮する。最長 4 年）である場合、または、個人の責任・都合によらず休業等により給与等を得る機会が離職等と同等程度まで減少している場合、 <u>収入が著しく減少し、家計改善のため新たな住居を確保する必要がある場合</u> です。
上から 17～18 行目	就労準備支援事業とは、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものです。	就労準備支援事業とは、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者および <u>特定被保護者（生活保護法に規定する特定被保護者）</u> に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものです。
上から 23～26 行目	（４） <u>生活困窮者一時生活支援事業</u> （任意事業） 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（３か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施します。 <u>さらに、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援が行われます。</u>	（４） <u>生活困窮者居住支援事業</u> （任意事業） 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（３か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施します。 <u>また、以前事業を利用していた人や、住居を失うおそれがある生活困窮者または特定被保護者であって、地域社会から孤立している者に対し、一定期間（１年を想定）内に限り、訪問による情報の提供および助言、日常生活を営むのに必要な支援を行います。</u>
上から 28～30 行目	失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対して、家計表等を活用して、家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行い、相談者の状況に応じた支援プランを作成します。	失業や債務問題等を抱える生活困窮者および特定被保護者に対して、家計表等を活用して、家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行い、相談者の状況に応じた支援プランを作成します。

第5編第2章第9節「育児・介護休業法」

■ 499 ページ

該当箇所	改正前	改正後
上から5行目	<u>子の看護休暇</u>	<u>子の看護等休暇</u>

■ 501 ページ

図表 2-14 「主な支援策」

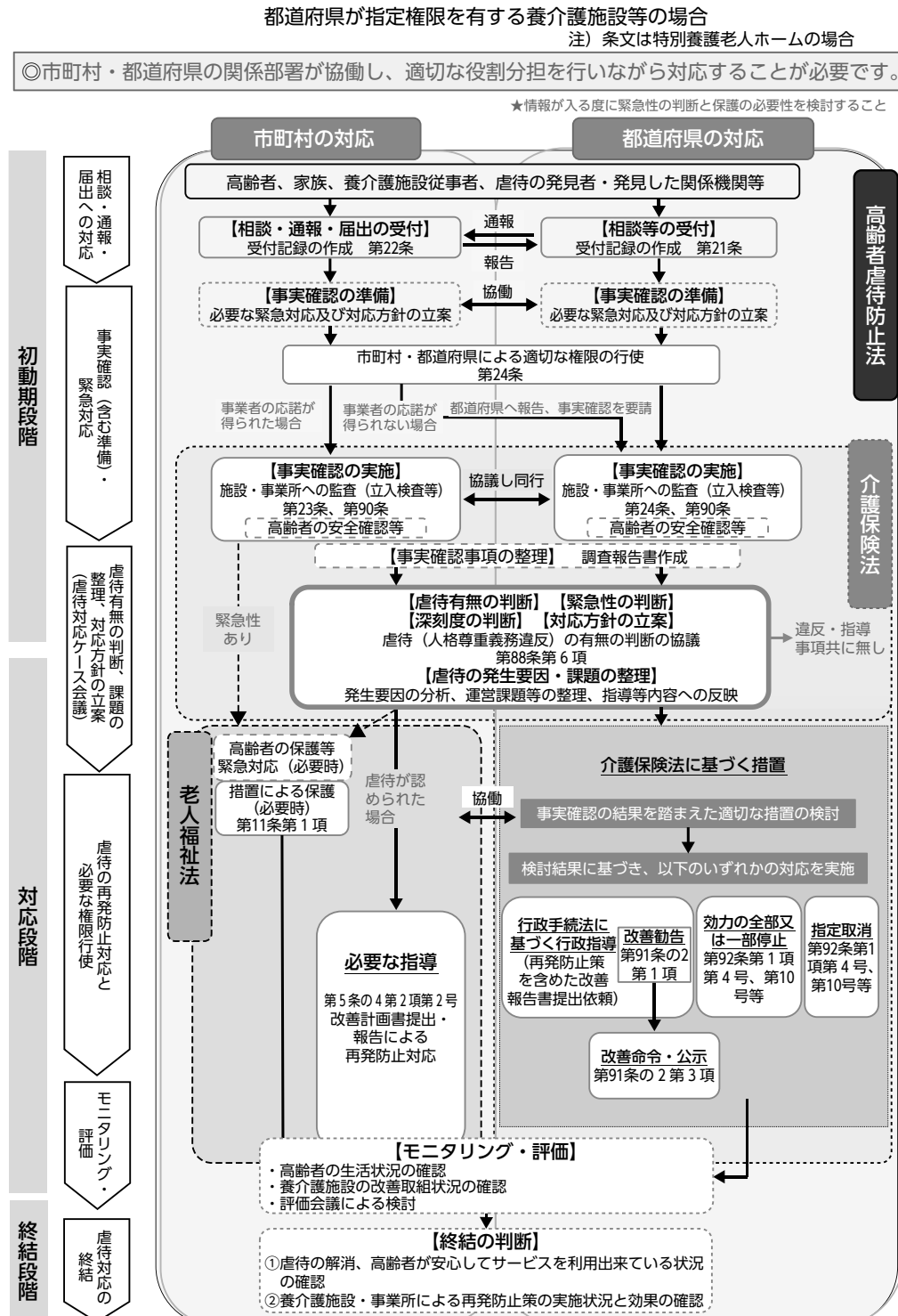
該当箇所	改正前	改正後
左欄の上から1段目	① <u>子の看護休暇</u>	① <u>子の看護等休暇</u>
右欄の上から1～3行目	<u>小学校就学前の子を養育する労働者は、</u> 病気、けがをした子の看護または子に予防接種、健康診断を受けさせるために、1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、休暇の取得が可能。	<u>小学校第3学年修了前の子を養育する労働者は、</u> 病気、けがをした子の看護または子に予防接種、健康診断を受けさせるため、 <u>感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式のために、</u> 1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、休暇の取得が可能。
右欄の上から8～11行目	<u>3歳に満たない子を養育する労働者が子</u> を養育するため、または要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合には、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない（1回の請求につき、1か月以上1年以内の期間）。	<u>小学校就学前の子を養育する労働者が子</u> を養育するため、または要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合には、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない（1回の請求につき、1か月以上1年以内の期間）。
右欄の上から28～31行目	育児休業、介護休業、 <u>子の看護休暇</u> 、介護休業、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮等の措置について、その申出、取得等を理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。	育児休業、介護休業、 <u>子の看護等休暇</u> 、介護休業、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮等の措置について、その申出、取得等を理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

第5編第2章第10節「高齢者虐待の防止」

■ 509 ページ

図表 2-17 「養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応手順」を以下の図表に差し替え

■ 図表2-17 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応手順



注) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の基本的な流れとしては、ほかに「市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合」「有料老人ホーム（未届施設を含む）の場合」が国のマニュアルにおいて示されています。

出典：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月改訂）」